

監 査 報 告 書

学校法人 暁 学 園
理 事 会・評 議 員 会 御 中

令和4年5月23日

学校法人 暁 学 園

監 事 出 口



監 事 竹 内



私たちは学校法人暁学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第18条の定めに基づき、同学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書）及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは、上記の計算書類が学校法人会計基準（文部省令第18号）に準拠しており、学校法人暁学園の令和4年3月31日現在の財政状況及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。

また、理事の業務執行の状況に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する事実のないことについても確認致しました。